

こども広報員を募集！ 重要文化財を取材しませんか

市政ニュースでは夏休みの企画として、小学生が取材した内容を、9月10日号に「こども市政ニュース」として掲載します。

郷土資料館の仕事～文化財をまもる、いかす、つたえる

郷土資料館を取材し、西宮の歴史や文化を現代に伝える「文化財」とそれをまもる仕事を体験します(史跡パトロール、郷土資料館地下資料庫への潜入取材を予定)。



文化財の仕事に密着
これはなんだろう？

また、写真のモデルとして紙面にも登場します。夏休みの思い出にぜひご応募ください。

【取材日】7月24日(火)午前8時50分に郷土資料館(川添町15-26)に集合 ※予備日は27日(金)

【対象】小学5・6年生

【定員】3人程度。多数の場合抽選

【申込】ハガキ(1人1枚)に「こども広報員希望」、希望した理由、住所、氏名(ふりがな)、年齢、生年月日、学校名、学年、性別、電話番号を書き、6月22日(必着)までに広報課(〒662-8567六湛寺町10-3)へ



去年はわたしたちが取材したよ

問 広報課 (0798・35・3400)

火災被害を最小限に ご家庭に消火器を設置！

最新の消防白書によると、平成28年に一般住宅やマンションで発生した火災は1万523件、死者数は885人となっています。

火災は、「てんぷら油を加熱しすぎた」、「コンロ付近に可燃物を置いていた」など身近なことから発生します。日常生活での火災発生時に、けが人を出さず被害を最小限にするため、家庭に消火器を設置しましょう。

なぜ消火器が有効なの？

全ての火災に対応できる

住宅で発生する可能性がある以下の火災に対応し、消火できます。

- ・普通火災(布製品・木材等収容物)
- ・電気火災(電気プラグ・電気製品)
- ・油火災(てんぷら油・灯油等)

誰でも簡単に使用できる

消火器は使い方が簡単で、誰でも容易に使用することができます。

また、小型・軽量化された住宅用消火器など、女性や高齢の人でも使いやすいものもあります。

★一般家庭の消火器設置は義務付けられていませんが、万が一に備えて、自宅に住宅用消火器を設置しましょう

※飲食店については、来年10月1日から厨房設備のある全ての店舗に消火器の設置が義務付けられます。詳しくは市のホームページ(ページ番号:53452109)をご覧ください

問 消防局予防課 (0798・32・7316)

男女共同参画センター ウェブのご利用を

男女共同参画センター ウェーブは、男女が性別にかかわらずあらゆる分野で個性を發揮し、いきいきと生きることができる「男女共同参画社会」の実現を目指す拠点施設です。施設内には、学習室や図書・資料コーナー、女性のための相談室などがあります。

学習室	図書・資料コーナー
グループでの学習や会議などで利用可 全5室(定員8人~45人) 要利用料	男女共同参画に関する図書や雑誌、DVDを貸出(月曜~土曜の午前10時~午後5時15分) 図書・雑誌は1人5冊、DVDは1人1本まで 貸出期間はそれぞれ2週間以内。要登録
女性のための相談室(相談無料・秘密厳守)	
	日程 問合せ
電話相談	月・木曜の午前10時~正午、午後1時~4時 0798・64・9499
面接相談(要予約)	火・水・土曜の午前10時~正午、午後1時~4時半 月曜~土曜の午前9時~午後5時に(0798・64・9498)
法律相談(要予約)	原則、第3金曜の午後2時~5時 月曜~土曜の午前9時~午後5時に(0798・64・9498)
就労等チャレンジ相談(要予約)	原則、第2火曜の午前10時~正午 月曜~土曜の午前9時~午後5時に(0798・64・9495)

※各日程は祝・休日を除く

★毎年6月23日~29日は男女共同参画週間です

今年のキャッチフレーズは、「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」。ウェブでは、講演会や啓発パネル展、関連図書の企画展示を行います。

問 男女共同参画センター ウェーブ(0798・64・9495)

消費生活 ガイド



トラブルにあったら
消費生活センターに相談を。
0798・64・0999

より深刻に！原野商法の二次被害トラブル

過去に原野商法のトラブルに遭った消費者や、それらの土地を相続した消費者が再度トラブルに遭う「原野商法の二次被害」の相談が寄せられています。

【最近の事例】宅地建物取引業の免許を持つ業者から、昔両親が購入した雑木林を高く買い取るとの話があった。その際「他の土地と一緒に購入すれば節税になる」「購入費用は後で返す」などと言われ、お金を支払って契約書にサインした。しかし、購入費用はいつまで

も返金されず、業者は電話に出ない。契約書を確認すると、元の雑木林の売値より高価格の新たな原野を購入する契約となっていた。

このような被害に遭わないために、「土地を買い取る」「お金は後で返す」などと言われても、すぐ契約せずに家族などに相談しましょう。また、宅地建物取引業の免許を持っていても、安易に信用しないようにしてください。おかしいと思ったら消費生活センターにご相談を。

法施行は6月15日から 民泊の適正運営にご協力を

住宅宿泊事業法が6月15日に施行され、一定のルールの下、住宅宿泊事業(いわゆる民泊)が可能となります。

●民泊の届出には条例の確認を

民泊の届出により、事業者は、年間180日を限度に宿泊させることができますが、市では「西宮市住宅宿泊事業法施行条例」により、区域や期間が制限されます。

これは、事業に起因する騒音発生等による生活環境の悪化を防止するためのもので、制限内容については、市のホームページ(ページ番号:89782268)をご覧ください。

●違法民泊を発見したら情報提供を

宿泊料を受けて宿泊サービスを提供する場合には、旅館業法に基づく許可の取得や住宅宿泊事業法に基づく届出が必要です。

これらの法的な手続きを経ずに、宿泊サービスの提供を行っている場合は、旅館業法の無許可営業となり、罰則の対象となります。

違法民泊と思われる事案を見つけたときは、保健所生活環境課までご連絡ください。

問 保健所生活環境課 (0798・26・3692)

優れた技能をたたえる 技能功労者表彰

市は、平成30年度技能功労者表彰の推薦を受け付けています。この表彰は、優れた技能をもって社会に貢献した人をたたえ、技能者の社会的地位・技能水準の向上を目的として行われるものです。

候補者の推薦は、所定の申込用紙を7月31日までに労政課(勤労会館1階)へ。申込用紙(表彰要綱)は同課で配布しているほか、市のホームページ(ページ番号:63162953)からもダウンロードできます。

- 【候補者の要件】詳細は表彰要綱をご覧ください
- ・市内在住または在勤者
 - ・極めて優れた技能をもち、他の技能者の模範である
 - ・同一職種の経験が25年以上あり、中小企業に従事している(当該経験に基づく技能の大部分を大企業や官公庁で得た人を除く)
 - ・現在もその職に従事し、指導的立場にある
 - ・各業種団体(事業所を含む)、西宮商工会議所または市長が特に推薦する人
 - ・過去にこの表彰を受けたことがない

問 労政課 (0798・35・5286)